

国見町町長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 16 号

国見町町長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

題名を次のように改める。

国見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

第 3 条を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(申請等の公表)

第 3 条 町長は、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により町長等に対して行われる申請等について、あらかじめ、その申請等の名称、根拠となる条例等の名称及び条項その他必要な事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「(条例等の規定に基づかない町長等に対して行われる申請、届出その他の通知を含む。以下同じ。)」を削り、「別に」を「町長が」に改め、同条第 2 項中「、届出その他の町長等に対して行われる通知において署名」を削り、「町長等」を「町長」に改め、同条第 3 項に次の各号を加える。

- (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書
- (3) 前2号に規定するもののほか、町長が定める電子証明書

第 5 条第 4 項中「町長等」を「町長」に改め、同条第 5 項中「別に」を「町長が」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(法令根拠申請等の取扱い)

第 5 条 申請、届出その他の法令の規定に基づき町長等に対して行われる通知(以下「法令根拠申請等」という。)のうち当該法令根拠申請等に関する他の規則の規定により書面等により行うこととしているものについては、情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する申請等の例による。

第 6 条第 1 項中「前」を「第 4」に改める。

第 8 条中「作成する」を「調製する」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。